第五百十七号

令和六年

十一月十四日

日

木 曜

目 次

公 告

公 告

公共測量の実施

第一 で、 測量法 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 項の規定により市川三郷町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたの 令和六年十一月十四日 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

- 測量の種類 公共測量 (都市計画基本図作成
- 測量の地域 山梨県西八代郡市川三郷町全域
- 三 測量の期間 令和六年十月十八日から令和七年三月十二日まで

公共測量の実施

を受けたので、 第一項の規定により山梨県中北農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示

令和六年十一月十四日

長 幸 太

- 測量の種類 公共測量(基準点測量
- 三

山梨県知事 崎 郎

- 測量の地域 山梨県北杜市高根町東入地内
- 測量の期間 令和六年十一月五日から令和七年三月十四日まで

公共測量の実施

Щ

梨

県公 報 第五百十七号 令和六年十一月十四日

> する。 を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示 第一項の規定により山梨県中北農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和六年十一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 測量の種類 公共測量(基準点測量
- 測量の地域 山梨県北杜市高根町清里地内
- 測量の期間 令和六年十一月五日から令和七年三月十四日まで

·四三九

三

公共測量の実施

を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示 第一項の規定により山梨県中北農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和六年十一月十四日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

測量の種類 公共測量(基準点測量)

- 測量の地域 山梨県北杜市高根町浅川地内
- 測量の期間 令和六年十一月五日から令和七年三月十四日まで

三

発行者 山	山梨県公報
梨県	公報
甲府市丸の内	第五百十七号
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和六年十一月十四日
印刷所(株サンニチ印刷	旧 日
刷 甲府市北口二丁目六番	
目六番	
	四四〇